

外貨預金ステートメント方式に関する特約

外貨預金を通帳・証書を発行せずステートメント(取引明細書)を発行する形式(以下「ステートメント方式」といいます)については、以下のとおり取り扱うものとします。

1【ステートメント方式の申込】

- (1) 外貨預金の申込書等により、ステートメント方式を選択する場合、預金者は、次の～のすべての要件を満たす円預金口座(円普通預金口座、円貯蓄預金口座および円定期預金口座を含みますが、これらに限られません)を保有するものとします。
当該外貨預金口座と同じ支店に開設されていること。
届出の氏名・住所等が、当該外貨預金口座の届出の氏名・住所等とすべて一致していること。
通帳またはキャッシュカードが発行されていること。
- (2) 前記(1)で外貨預金のステートメント方式を選択後、前記(1)～の要件を満たす円預金口座をすべて解約する場合には、当該外貨預金をステートメント方式から通帳あるいは証書を発行する方式に変更するものとします。

2【ステートメントの発行】

- (1) ステートメント方式の外貨預金については、通帳・証書の発行に代えてこの規定に定めるステートメントを発行します。
- (2) 当行は、当行所定の期間における当該外貨預金の預け入れ、払い戻し、解約等の取引明細および当該期間の最終日付の残高等を記載したステートメントを作成のうえ、届出の住所にあてて送付します。ただし、当該期間を通じて当該外貨預金の残高がなかった場合は、当該期間にかかるステートメントは発行しません。
- (3) 同日の複数の取引をステートメントに記載するときは、その記載順序については当行の任意とします。

3【ステートメント方式外貨預金口座の取引】

ステートメント方式の外貨預金の預け入れ、払い戻し、解約等の取引や、当該外貨預金口座にかかる届出事項の変更等を行うときは、当行所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、上記1(1)に定める円預金口座の通帳またはキャッシュカードとともに当行に提出してください。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの預金の手続きに応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

4【通帳・証書による取引への変更】

ステートメント方式を当行所定の通帳・証書による取引に変更するときは、当行所定の書面に届出の印章(または署名)により記名押印(または署名記入)して、当行に提出してください。この場合、当行は当行所定の通帳・証書を発行するものとします。ただし、当行がキャッシュカード(普通預金・貯蓄預金)規定に定める方法により本人確認を行った場合、当行は、前記の方法によらずにこの変更に応じることができ、この取扱いにより損害が生じた場合の当行の責任については、同規定によるものとします。

5【この規定の変更等】

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)